

西区ふれあいのまちづくり助成金交付要領

平成 30 年 4 月 1 日 西区長決定
最終改正 令和 8 年 4 月 1 日

(目的)
第 1 条 この交付要領は、神戸市ふれあいのまちづくり助成金交付要綱（平成 30 年 3 月 8 日市長決定。以下、「要綱」という。）第 14 条の規定に基づき、助成の実施について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)
第 2 条 要綱別表第 2 に定める事業については、別表第 1 の基準により助成するものとする。

(定めのない事項の処理)
第 3 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、区長が定める。

- 附 則
(施行期日)
1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
2 神戸市西区ふれあいのまちづくり助成要領（平成 29 年 4 月 1 日施行）は廃止する。

附 則
(施行期日)
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

○別表第 1

助成対象活動	助成条件	助成額
1. 地域 ICT 化推進事業	地域のデジタル化に資する活動	年 100,000 円以内
2. 人材発掘・育成事業	地域のボランティアやふれまち活動の担い手を発掘・育成するための活動	年 100,000 円以内

3. 学生ボランティアとの協働事業	ふれあいのまちづくり協議会が行う事業に学生ボランティア（年齢は問わない）を参画させること 学生ボランティアへの交通費、謝礼、ボランティア保険費用、学生を募集するにあたっての広報活動等に活用 他のふれあいのまちづくり助成（別メニュー）との併用が可能（ただし、会計処理は分けること）	年 30,000 円以内
4. 地域イベントの実施	地域住民の参加により、地域文化の継承や地域住民の交流に資するイベントの開催	年 50,000 円以内
5. その他提案型活動	上記 1～4 に当てはまらない分野での地域課題解決に対する取組や地域的特性を生かした先駆的活動	年 100,000 円以内
6. サテライト助成	立地上の条件や高齢化等の事由により地域交流センター以外の施設を用いて実施する活動	年 60,000 円以内

※「3. 学生ボランティアとの協働事業」を除き、要綱別表第 1 との併給不可。